

意匠権取得のためのトータルの費用(法人用)

(具体例) 図面又は写真が6枚(1枚当たり3,000円とする)からなる書類で意匠出願した後、拒絶理由通知を受け、拒絶理由通知に対して意見書、手続補正書を提出、その後登録査定となったため、登録料を1年分納付する場合。

【意匠登録出願時】

非課税対象額(出願料) = 16,000円(A)

課税対象額(手数料) = 80,000円(B) + (3,000円 × 6)(実費)(C) = 98,000円

* A~Cについては意匠権取得のための費用2頁をご参照ください。

差引ご請求額 = 16,000円 + 98,000円 × (1 + 0.1) - 98,000円 × 0.1021
= 113,795円 ①

【中間処理時】(意見書及び手続補正書を提出)

課税対象額(手数料) = 50,000円(A) + 30,000円(B) = 80,000円

* A、Bについては意匠権取得のための費用3頁をご参照ください。

差引ご請求額 = 80,000円 × (1 + 0.1) - 80,000円 × 0.1021
= 79,832円 ②

【意匠登録料納付時】

非課税対象額(登録料) = 8,500円(A)

課税対象額(成功謝金 + 手数料) = 60,000円(C) + 7,000円(D) = 67,000円

* A~Dについては意匠権取得のための費用5頁をご参照ください。

差引ご請求額 = 8,500円 + 67,000円 × (1 + 0.1) - 67,000円 × 0.1021
= 75,360円 ③

トータルの差引ご請求額: ① + ② + ③ = 268,987円

意匠権取得のための費用(法人用)

【意匠登録出願時】

特許庁に提出する書類は、願書及び図面等です。

		請求項目	単 価	備 考
A		出願料	16,000円	弊所が立て替えて特許庁に納付します。税金はかかりません。
D	B	基本手数料	80,000円	弊所にお支払いいただく手数料です。消費税、所得税、復興特別所得税がかかります。
	C	図面／写真代	実費	

具体例:

図面又は写真が6枚で1枚当たり3,000円の場合

非課税対象額A=16,000円

課税対象額D=B+C(=3,000×6)=98,000円

差引ご請求額=A+D×(1+消費税率(0.1))-D×合計税率(0.1021)=113,795円

合計税率には復興特別所得税も含んでいます。

差引ご請求額:113,795円

平成25年1月1日から源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税も併せて徴収し、その復興特別所得税を源泉所得税と合わせて国に納付しなければならなくなりました。課税対象額に対して、所得税と復興特別所得税の合計税率を乗じて計算した金額が源泉所得税となります。

意匠権取得のための費用(法人用)

【中間処理1】(審査官の審査結果である拒絶理由通知がされてから40日以内)

特許庁に提出する書類は、意見書、手続補正書のいずれか又は両方です。

		請求項目	単価	備考
D	A	意見書作成料	50,000円	弊所にお支払いいただく手数料です。消費税、所得税、復興特別所得税がかかります。
	B	手続補正書作成料	30,000円	
	C	審査官との面接審査手数料	28,000円	

具体例:

$$\text{課税対象額} D = A + B = 80,000 \text{円}$$

(面接審査を行わないことを想定していますので、CはDに含まれていません。)

$$\text{差引ご請求額} = D \times (1 + \text{消費税率}(0.1)) - D \times \text{合計税率}(0.1021) = 79,832 \text{円}$$

合計税率には復興特別所得税も含んでいます。

差引ご請求額: 79,832円

意匠権取得のための費用(法人用)

【中間処理2】(審査官の最終審査結果である拒絶査定がされてから3月以内)

特許庁に提出する書類は、拒絶査定不服審判請求書又は、拒絶査定不服審判請求書及び手続補正書です。

		請求項目	単価	備考
A		審判請求料	55,000円	弊所が立て替えて特許庁に納付します。税金はかかりません。
D	B	書類作成・提出手数料	100,000円	弊所にお支払いいただく手数料です。消費税、所得税、復
	C	審判官との面接審査手数料	28,000円	

具体例:

非課税対象額A=55,000円
課税対象額D=B=100,000円

(面接審査を行わないことを想定していますので、CはDに含まれていません。)

差引ご請求額=A+D×(1+消費税率(0.1))-D×合計税率(0.1021)=154,790円
合計税率には復興特別所得税も含んでいます。

差引ご請求額: 154,790円

なお、拒絶査定不服審判請求後に、審判官より拒絶理由通知がされた場合には、上記【中間処理1】の手続と同様の手続となります。

意匠権取得のための費用(法人用)

【意匠登録料納付時】(登録査定又は登録審決から30日以内若しくは前年以前)

特許庁に提出する書類は、意匠登録料納付書です。

		請求項目	単価	備考
E	A	第1年～第3年分登録料/年	8,500円	弊所が立て替えて特許庁に納付します。税金はかかりません。
	B	第4年～第25年分登録料/年	16,900円	
F	C	成功謝金	60,000円	弊所にお支払いいただく手数料です。消費税、所得税、復興特別所得税がかかります。
	D	納付手数料	7,000円	

具体例:

意匠権の設定登録を受けるために登録査定又は登録審決から30日以内に第1年分の登録料を納付する場合

$$\begin{aligned} \text{非課税対象額} E &= A = 8,500 \text{円} \\ \text{課税対象額} F &= C + D = 67,000 \text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{差引ご請求額} &= E + F \times (1 + \text{消費税率}(0.1)) - F \times \text{合計税率}(0.1021) = 75,360 \text{円} \\ &\text{合計税率には復興特別所得税も含んでいます。} \end{aligned}$$

差引ご請求額: 75,360円